

# ★平成27年10月1日からの搬入条件

1. 搬入日は、月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）とします。
2. 搬入時間は、9時30分から16時30分（時間厳守）までとします。  
※ 混雑を避けるため、午後からの搬入がお勧めです。
3. 搬入車両は、最大積載量4トン車までとします。ただし、全長7メートル以下に限ります。
4. 荷降ろしに時間を要する場合は、必ず2名乗車してください。
5. 施設の管理上、搬入を停止する場合があります（年末年始など）。
6. 係員は、受付において聞き取り検査及び内容物の検査をしますので、係員の指示を必ず守ってください。守らない場合は搬入を禁止します。
7. 焼却ごみ・破碎（粗大）ごみ混載の場合は、下ろす場所が違いますので、整理して積んで来てください。
8. ごみの処理には処理手数料が必要です。搬入前・後の重量を計量した後、手数料を計量機横の料金徴収機でお支払いください。
9. 一般廃棄物であっても、各市町村が定める処理困難物は搬入できません。  
（処理困難物については、裏面を参照）
10. 清掃工場にお越しの際は、ごみの飛散防止・落下防止対策をしてください。

南河内環境事業組合に搬入できない主なもの

項目	品 目	項目	品 目
1	エアコン	22	農業用機械（部品を含む）
2	テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)	23	建設用機械（部品を含む）
3	冷蔵庫・冷凍庫	24	電気温水器
4	洗濯機・洗濯乾燥機・衣類乾燥機	25	ソーラー給湯器
5	パソコン	26	エンジン・コンプレッサー 発電機等の機械類
6	原動機付き自転車・自動二輪車（部品を含む）	27	ピアノ
7	自動車部品（アクセサリー類は除く）	28	電動式ベット
8	タイヤ・ホイール（自転車用を除く）	29	リフォーム・解体等による建築廃材等 （材料・畳・浴槽・便器等）
9	バッテリー（乾電池を除く）	30	建設廃材
10	消火器	31	鉄筋・鉄骨・金属魂等の金属類
11	石油類・オイル類	32	パレット（荷物流通用）
12	農薬・薬品・塗料	33	ソーラーパネル（太陽光パネル）
13	ガスポンペ・酸素ポンペ・その他ポンペ類	34	スプリング入りマットレス（サイズ問わず）
14	カセットポンペ（中身の残っているもの）	35	農業用ビニール・畦シート等 （多量のビニール・プラスチック類を含む）
15	石膏ボード・耐火ボード 断熱材・ガラスウール	36	著しい悪臭を発するもの （嘔吐物、動物の糞その他これに類するもの）
16	コンクリート製品（ブロック・物干し台等）	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木製の家具等で、最大辺が180cmをこえるもの</li> <li>・ 木材・植木・板切れ等（竹を除く） 太さ25cm以上及び長さ150cmをこえるもの</li> <li>・ 竹 枝のついているもの及び長さ50cmをこえるもの</li> <li>・ 波板（ビニール製） 長さ150cmをこえるもの</li> <li>・ ビニールパイプ 長さ150cmをこえるもの・直径10cmをこえるもの</li> <li>・ 組合が処理できないと判断するもの</li> </ul>
17	瓦・レンガ・タイル		
18	土砂・石		
19	注射針など鋭利な物等		
20	耐火金庫		
21	オイルヒーター		

注：富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村以外からのごみを持ち込むことは出来ません。

注：その他、上記以外のものでも南河内環境事業組合が、施設において支障をきたす恐れがあると認めるもの、南河内環境事業組合処理手数料条例（昭和48年条例第7号）第2条第2項に定めのあるもの等、ごみの種類又は数量によっては処理できないため持ち込みをお断りする場合があります。